

滋賀県子育て応援住宅認定マーク取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県子育て応援住宅認定制度の普及促進を図るため、滋賀県子育て応援戸建て住宅認定制度要綱（以下「戸建て住宅要綱」という。）または滋賀県子育て応援マンション認定制度要綱（以下「マンション要綱」という。）に基づき滋賀県子育て応援住宅認定マーク（以下「認定マーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し必要な事項を定め、認定マークの適正使用を図ることを目的とする。

(認定マーク)

第2条 認定マークのデザインは別紙に定めるとおりとし、著作権は、滋賀県に帰属する。

(使用対象)

第3条 認定マークは、滋賀県が使用するほか、次の各号に掲げるいずれかの場合に使用できるものとする。

- (1) 戸建て住宅要綱第6条第1項に基づく計画認定、同要綱第8条第3項に基づく計画変更認定もしくは同要綱第10条第1項に基づく竣工認定を受けた分譲住宅団地、または、マンション要綱第6条第1項に基づく計画認定、同要綱第8条第3項に基づく計画変更認定もしくは同要綱第10条第1項に基づく竣工認定を受けたマンションであることを示す場合
- (2) 滋賀県子育て応援住宅認定制度のPRを目的とする場合
- (3) その他、知事が必要と認める場合

(使用者)

第4条 認定マークを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第3条第1項の認定を受けた申請者およびその共同事業者
- (2) その他、知事が使用を認めた者

(使用期間)

第5条 認定マークの使用期間は、戸建て住宅要綱第6条第2項もしくは同要綱第10条第2項またはマンション要綱第6条第2項もしくは同要綱第10条第2項に定める認定の有効期間の範囲内とする。ただし、第3条第1項第2号および第3号に定める場合はこの限りでない。

(使用料)

第6条 認定マークの使用料は無償とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別紙に定める色、形等を正しく使用すること
- (2) 認定マークのデザインを自己のものとして商標または意匠に使用または登録しないこと

2 事業者は、認定マークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合は、自らの責任のもとに対処するものとし、滋賀県は一切の責任を負わない。

(使用の停止)

第8条 認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、認定マークの使用を停止しなければならない。

- (1) 戸建て住宅要綱第12条第1項またはマンション要綱第12条1項により認定が取り消された場合
- (2) その他、知事が、認定マークの使用を不適當であると認める場合

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

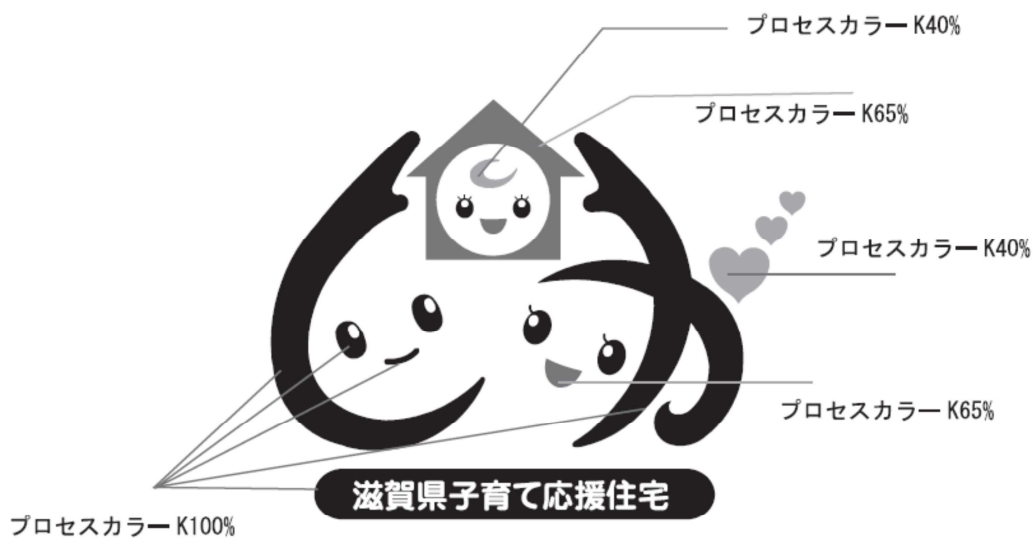
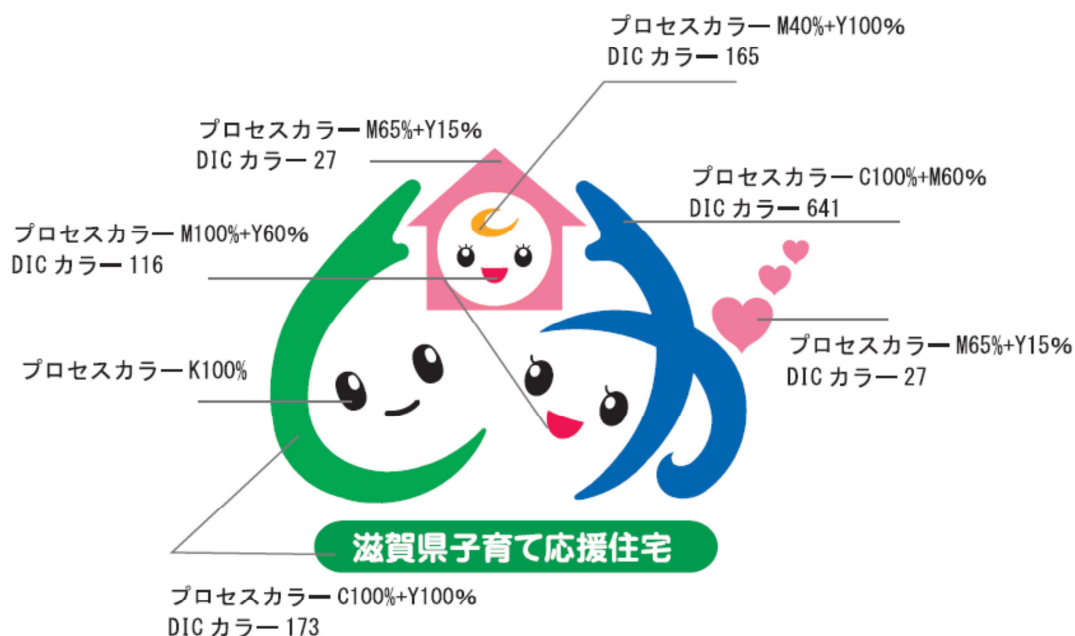
(別紙)

1. 認定マークのデザイン

【デザイン】



【色（カラー、モノクロ）】



2. 禁止事項

- ①保護エリア内に文字などの要素を入れないこと。
- ②保護エリアの背景色を変えないこと。

【保護エリア】

